

子どもの意見反映推進業務 企画提案募集要領

この要領は、「子どもの意見反映推進業務」を委託するにあたり、その手続き等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の趣旨

こども基本法第 11 条に基づき、子どもの意見反映の取組を推進する必要があるため、本県のこども施策全般について子ども・若者の意見を聴取するためのワークショップを開催するにあたり、開催・運営その他関連業務を一体的に委託し、円滑な開催を図ることを目的とする。

2 業務の内容

別添「子どもの意見反映推進業務業務仕様書」のとおり。

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 24 日まで

4 委託金額

委託金額は、2,226,303 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

契約保証金は、愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 の金額とする。ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 の規定に該当する場合は契約保証金の全部を免除する。

5 契約の方法

事業実施提案を募集し、県が設置する選考委員会において、提出のあった企画提案の中から本事業の実施に最も適切な企画案を選定し、その提案者と協議が整った場合に委託契約を締結する。協議が整わない場合は、次点のものと協議を行う。

手順は次のとおり。

- (1) 県（子育て支援課）が企画提案書を公募する。
- (2) 県が設置する選考委員会において、提出された企画提案書を基に書面審査を行い、本事業の実施に最も適切な企画案を選定する。
- (3) 上記の最優秀企画提案者と企画提案内容について協議を行う。なお、必要に応じ県から内容の補正を求めることがあるため、これに応じること。

6 事業の実施体制

委託先及び県は、事業の目的を共有し、緊密な連携を図りながら、事業を実施するものとする。

7 応募者の資格、条件

以下の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 過去5年以内に国又は地方公共団体から類似の業務を受託した実績を有し、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、愛知県又は他の自治体からの指名停止・入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない、かつ民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした法人でないこと。

8 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続き等は、以下のとおりとする。

- (1) 募集要領の配布及び応募書類の受付
 - ア 配布期間
令和8年2月27日（金）から3月18日（水）まで
（閉庁日を除く。午前10時から午後5時まで）
 - イ 配布場所及び受付場所
愛知県福祉局子育て支援課子ども政策グループ
電話番号：052-954-6106（ダイヤルイン）
郵便番号：460-8501
住所：名古屋市中区三の丸3-1-2（愛知県庁西庁舎3階）
 - ウ 配布方法
上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、愛知県のホームページからダウンロード可能とする。
 - エ 受付期間
令和8年2月27日（金）から3月18日（水）まで
（閉庁日を除く。午前10時から午後5時まで）
 - オ 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、令和8年3月18日（水）までに必着とする。）
- (2) 提出書類
 - ア 応募申込書兼応募資格確認書（様式1）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式2）
 - エ 経費見積書（税込金額の総額及び内訳がわかるもの）
 - オ 会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

- カ 定款又は寄附行為
- キ 過去に実施した類似業務の成果書（任意様式）

【提出部数】

1部（正本1部）、企画提案書のみ6部（正本1部、副本5部※）

※副本には、社名・ロゴ等の掲載は不可とする。

(3) 企画提案書の返却

提出のあった企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

なお、企画提案書は、本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 情報公開について

提出のあった企画提案書は、次のとおり取り扱う。

ア 選定された企画提案書は、行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示する。

イ 選定されなかった企画提案書については、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応を判断する。

(5) その他

ア 1団体が提出できる企画提案は、1提案とする。

イ 企画提案書の作成・提出に要する経費については、各提案者の負担とする。

ウ 提出後の差替えは、県が補正等を求める場合以外は不可とする。

エ 選定された企画提案書の著作権は、県に帰属するものとする。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。

9 企画書等の作成に伴う質問と回答

企画書等の作成に際し、質問がある場合は質問書を作成し、提出すること。

(1) 質問

質問は「質問書（様式3）」によるものとする。

ア 受付期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月6日（金）午後5時まで

イ 提出方法

提出は電子メール（アドレス：kosodate@pref.aichi.lg.jp）にて行うこととする。その際の件名は「子どもの意見反映推進業務の質問書（事業者名）」とする。

(2) 回答

回答は、令和8年3月10日（火）を目途に愛知県ホームページに掲載する。

(3) その他

質問受付期間以外は、質問を一切受け付けない。

10 提案の審査方法及び基準

(1) 審査方法

審査においては、提出された企画提案書について、形式審査を行った後、

以下の項目等について書面審査で評価し、総合的な審査を行う。

審査項目	審査内容
事業の理解	○ 事業の趣旨・内容を十分理解しているか。
事業内容の 的確性	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワークショップの開催・運営に当たって、参加者が円滑に意見を交わし合うことができる工夫がされているか。 ○ ファシリテーターの質は確保されているか。選考方法は適当であるか。 ○ 参加者募集の広報は、子ども・若者の興味を引き、参加を促すような工夫がされているか。 ○ 参加者に対し分かりやすい資料を作成する工夫がされているか。 ○ 参加者がワークショップで発言した意見を適切に記録し取りまとめられる工夫がされているか。 ○ 事業を効率的かつ的確に実施するための具体的な提案がされているか。
事業実施 能力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の類似事業の実績はどうか。 ○ 業務を遂行するにあたり十分な知見・経験を有した職員が必要な人数で確保され、事業が適正に実施できる体制が取られているか。 ○ 個人情報適切に管理する体制が確保出来るか。 ○ 県への報告、連絡調整など柔軟な運営が可能となっているか。
社会的価値 の実現に資 する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に配慮した事業活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。 ・ 自動車エコ事業所の認定を受けているか。 ・ あいち生物多様性企業認証を受けているか。 ○ 障害者への就業支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。(障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする) ・ 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用を行っているか。 ・ 障害者就労施設等からの調達実績(当該年度又は前年度)があるか。 ○ 男女共同参画社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。 ・ えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を受けているか。 ○ 仕事と生活の調和 <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県ファミリーフレンドリー企業の登録を受けているか。 ・ あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。 ・ くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定のいずれかを受けているか。 ・ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。

(2) 選考結果の通知

選考結果は、審査終了後に選定された者を含め、全応募者に対して通知する。

(3) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

11 委託料の支払い方法

- (1) 委託料の支払い方法は、精算払とする。

12 事業実施日程

事業実施日程は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|---------------|
| (1) 令和8年2月27日(金)～3月18日(水) | 募集要領配布期間 |
| (2) 令和8年2月27日(金)～3月6日(金) | 質問書提出受付期間 |
| (3) 令和8年3月10日(火) 予定 | 質問書に対する回答の掲載 |
| (4) 令和8年2月27日(金)～3月18日(水) | 応募書類提出受付期間 |
| (5) 令和8年3月23日(月) | 選考開始 |
| (6) 令和8年4月1日(水) 予定 | 委託契約締結、事業開始 |
| (7) 令和9年3月24日(水)まで | 事業実施報告書の作成・提出 |

13 その他

下記の点に留意すること。

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) 業務遂行にあたっては、統括責任者を定めること。
- (3) 企画提案及び契約の手続において用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

担当部局

愛知県福祉局子育て支援課子ども政策グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 (愛知県庁西庁舎3階)

電話番号 052-954-6106 (ダイヤルイン) / FAX 052-971-5890

電子メール kosodate@pref.aichi.lg.jp